

別添

規則等の名称	審査基準及び処分基準（生活安全編）
根拠法令	古物営業法、質屋営業法、警備業法、探偵業の業務の適正化に関する法律、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
趣旨	この度、警察庁から「古物営業法等に係る審査基準及び処分基準のモデルの改定について（通達）」（令和8年5月14日警察庁丙生企発第50号）が発出されたことを受け、本県公安委員会が定める行政手続法に基づく処分基準等の改定を行ったもの。
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 古物営業法に係る処分基準の一部改正 別表第2の(36)児童買春・児童ポルノ法に係る条項の追加 (44)(45)(46)に盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に係る処分基準の追加、(47)以下番号のずれ 2 質屋営業法に係る処分基準の一部改正 別紙の第7条の「等」を削除 別表第2の(13)銃刀法に係る「号」を「項」に修正 3 警備業法に係る処分基準の一部改正 別表第2の(39)覚醒剤取締法に係る「」を削除 別表第2の(65)「下請代金支払遅延等防止法第10条」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払遅延等の防止に関する法律第14条」に修正 4 探偵業法に係る処分基準の一部改正 別表第2の(28)ストーカー規制法に係る条項の追加 (106)児童買春・児童ポルノ法に係る条項の追加 5 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に係る処分基準の追加等の改定を行った。
施行日	令和8年6月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>古物営業法等に係る処分基準については、これまで「全国一律の運用を図ることを目的」として警察庁が定めたモデル審査基準及び処分基準に倣った審査等が行われてきたが、このたび、処分基準等のモデルが改正されたことに伴い、当該モデルで示された基準を本県処分基準に明記することとしたものである。</p> <p>よって、県民の意見を処分基準に反映させる余地は極めて少なく、意見等の募集を行う意味が乏しいため、県民意見等を募集しなかったもの。</p>
その他参考事項	